

〈札幌市の出席停止期間の基準〉

	病名	出席停止期間
第2種の 感染症	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く)	発症した後(発熱の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘	発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱*	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後(発熱等の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ、症状軽快後1日を経過するまで
第3種の 感染症	腸管出血性大腸菌感染症	症状により学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認めるまで
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	コレラ	
	細菌性赤痢	
	腸チフス・パラチフス	
	その他の感染症 札幌市	溶連菌感染症
	手足口病	全身状態が悪い期間(全身状態がよければ登校可)
	ヘルパンギーナ	全身状態が悪い期間(全身状態がよければ登校可)

*アデノウイルス感染症と診断された場合は、咽頭結膜熱のり患が疑われるため、出席停止とすることができます。(学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認めるまで)

*その他、こちらに記載のない感染症(マイコプラズマ肺炎、ノロウイルス等)は、出席停止になりません。

ご家族や周囲の感染状況から医療機関を受診せずに判断するのではなく、医療機関による診断を受けていただきますようお願いいたします。また、ご家庭での検査キットのみの判断では、出席停止にはなりません。

出席停止の場合は、お子様が登校を再開されてから「出席停止のお知らせ」の用紙をお渡しします。「診断名」「出席停止の期間」「診断を受けた医療機関」を保護者が記入し、学校にご提出ください。よろしく願いいたします。